

＜裁判員制度調査報告 第28次報告＞



2023年12月7日

一般社団法人裁判員ネット

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階

東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局

Mail: info@saibanin.net

目次

はじめに	P1
裁判員制度調査報告	P2～P6
1 裁判員の選任状況		P2
2 裁判員裁判における判決		P3

はじめに

裁判員制度がスタートしてから 14 年が経過しましたが、これまでに裁判員や補充裁判員を務めた人は 12 万人を超えるました。しかし、全国の様々な場所で市民が裁判に参加しているにもかかわらず、その経験が社会で充分に共有され、活用されているとは言えません。多くの一般市民にとって、日常的に裁判員制度を意識する機会は殆どないと言ってよく、自分には関係ない制度と考えている人も少なくないのではないでしょうか。

裁判員裁判を行うことの意義があるとすれば、それは市民が「主体性」をもって司法に参加できたときです。裁判員を務めた人の経験が広く社会に共有され、裁判員になったことのない人も、ひとりの市民として制度や裁判の在り方について考えられるようになったとき、初めて市民が主体的に司法に参加していると言えるのではないでしょうか。

裁判員ネットでは、これまでに 300 人を超す市民モニターとともに 600 件以上の裁判員裁判のモニタリングを行ってきました。この活動から、いつか裁判員になるかもしれない市民が、裁判員制度や市民参加といったテーマを身近なものとして捉え、自分に関わりのある問題として真摯に向き合うことの大切さを実感してきました。

この報告書が、皆さんとともに裁判員制度や市民参加について知り、考えていくための一助となれば幸いです。

目次

はじめに	P1
裁判員制度調査報告	P2～P6
1 裁判員の選任状況		P2
2 裁判員裁判における判決		P3
3 裁判員の年齢引き下げ		P6

裁判員制度調査報告

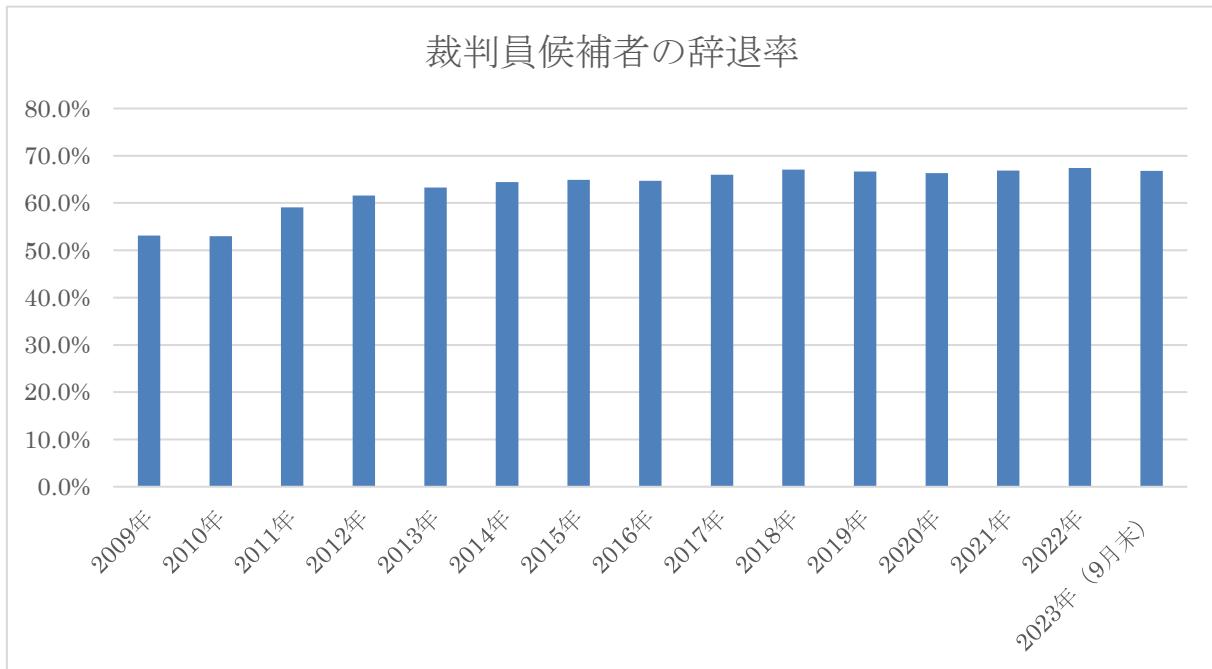
裁判員制度が 2009 年 5 月 21 日に始まって 14 年が経ちましたが、この間に、裁判員候補者は 380 万人を超え、そのうち 11 万人以上が裁判員又は補充裁判員として実際に刑事裁判に参加しました。

このように多くの市民が重大な刑事事件を取り扱う裁判員裁判に参加してきましたが、その中で市民の視点から見えてきた課題もあります。本稿では、最新のデータから制度の運用状況や課題について考えると共に、2023 年 6 月以降の主なトピックを紹介していきます。

1 裁判員の選任状況

裁判所の取りまとめ¹によると、制度施行から 2023 年 9 月末までの間、全国 60 の地方裁判所（10 支部を含む）において 90,150 人が裁判員を経験し、30,644 人が補充裁判員を経験しています。

選任手続についてみると、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合（辞退率）は、制度開始時（2009 年）の 53.1% から上昇しており、2021 年は 66.9%、2022 年は 67.4%、2023 年（9 月末まで）は 66.8% となっています。

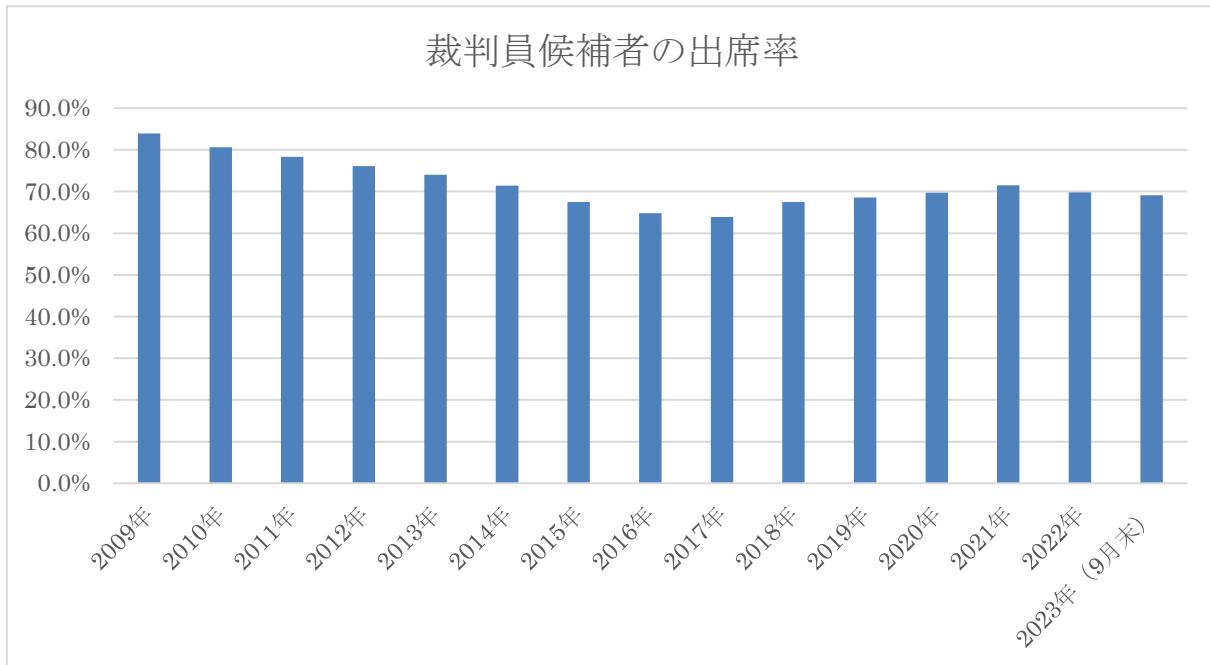


また、質問票等で事前には辞退が認められず、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率は、制度開始時（2009 年）の 83.9% から低下しており、2021 年は 71.5%、2022 年は 69.8%、2023 年（9 月末まで）は 69.1% となっています。

呼出しを受けた裁判員候補者は、選任手続期日に出頭しなければならず（裁判員法 29 条 1 項）、正当な理由なく出頭しない場合、10 万円以下の過料に処される可能性があります（裁判

¹ 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和 5 年 9 月末・速報）

員法 112 条 1 号）。しかし、現時点で、出頭しない裁判員候補者が過料に処せられたという発表、報道はありません。



辞退率が上昇し、出席率が低下している現状は、司法への市民参加が目的である裁判員制度の根本に関わる問題です。引き続き、これらのデータに注目していきたいと思います。

2 裁判員裁判における判決

(1) 裁判員裁判での判決人員

裁判所の取りまとめによると、2023 年 9 月末までに裁判員裁判で判決が言い渡された被告人（終局人員）は 15,962 人で、その内訳は、15,457 人が有罪、153 人が無罪、17 人が家庭裁判所への移送（少年法 55 条による家裁移送決定）、335 人がその他（免訴、控訴棄却、移送等）となっています。

裁判員裁判で扱われた事件の罪名別人数は、殺人が 3,684 人で最も多く、次いで強盗致傷が 3,354 人、以下、現住建造物等放火が 1,514 人、傷害致死が 1,494 人、覚醒剤取締法違反が 1,420 人と続いています。

(2) 裁判員裁判と死刑判決

裁判員裁判では、一般市民から選ばれた裁判員が、有罪無罪の判断だけでなく、量刑の判断も行います。裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件などの一定の重大な犯罪です（裁判員法 2 条）。例えば、殺人罪、強盗致傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死傷罪等が対象となります。そのため、事件によっては、裁判員も死刑の判断に関わることになります。

裁判員ネットの調査によれば、2023 年 6 月 20 日時点で、裁判員裁判において死刑が求刑された事件は全国で 65 件あり、そのうち 45 件で死刑判決がなされています。

(裁判員裁判で死刑が求刑された事件 2023年12月4日現在)

	一審判決日	事案	一審		控訴審	上告審
1	2010/11/1	殺人罪	東京地裁	無期懲役	—	—
2	2010/11/16	強盗殺人、死体損壊罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
3	2010/11/25	殺人罪等	仙台地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
4	2010/12/8	殺人罪	宮崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
5	2010/12/10	強盗殺人罪等	鹿児島地裁	無罪	被告人死亡 公訴棄却	—
6	2011/3/15	強盗殺人罪	東京地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
7	2011/3/25	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
8	2011/6/17	殺人罪	横浜地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
9	2011/6/21	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
10	2011/6/30	強盗殺人、現住建造物等放火、強盗強姦罪等	千葉地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
11	2011/7/20	殺人罪等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
12	2011/10/25	強盗殺人、強盗殺人未遂罪等	熊本地裁	死刑 (執行)	控訴棄却	取下げ
13	2011/10/31	殺人、現住建造物等放火罪等	大阪地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
14	2011/12/6	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
15	2011/12/27	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
16	2012/2/24	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
17	2012/3/19	殺人、窃盜罪	鹿児島地裁	無期懲役	—	—
18	2012/4/13	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
19	2012/11/6	強盗殺人、殺人等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
20	2012/12/4	殺人罪等	鳥取地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
21	2012/12/12	殺人罪	大阪地裁	無期懲役	控訴棄却	取下げ
22	2013/2/14	強盗殺人、強盗強姦、死体損壊・遺棄罪等	岡山地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
23	2013/3/13	強盗殺人罪等	広島地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
24	2013/3/14	強盗殺人罪等	福島地裁郡山支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
25	2013/6/11	殺人、現住建造物等放火罪等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
26	2013/6/14	殺人、脅迫罪等	長崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
27	2013/6/26	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
28	2014/3/10	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
29	2014/9/19	強盗殺人、死体遺棄等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却

30	2015/2/20	強盜殺人罪等	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
31	2015/6/26	殺人罪等	大阪地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
32	2015/7/28	殺人、現住建造物等放火罪	山口地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
33	2015/12/15	強盜殺人罪	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
34	2016/2/5	強盜殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	—	—
35	2016/3/18	殺人罪等	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
36	2016/7/20	強盜殺人罪	前橋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
37	2016/10/3	殺人罪等	福岡地裁小倉支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
38	2016/11/2	殺人罪等	名古屋地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
39	2016/11/24	強盜殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
40	2016/12/14	殺人罪等	岐阜地裁	無期懲役	—	—
41	2017/3/22	殺人、銃刀法違反罪	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
42	2017/8/25	殺人、詐欺罪等	甲府地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
43	2017/11/7	殺人、強盜殺人未遂罪	京都地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
44	2018/2/23	強盜殺人、殺人罪等	静岡地裁	死刑	控訴棄却	取下げ
45	2018/3/9	強盜殺人罪等	さいたま地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
46	2018/3/22	殺人罪	横浜地裁	死刑	控訴棄却	取下げ
47	2018/7/6	殺人、強制わいせつ致死等	千葉地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
48	2018/7/20	殺人罪等	横浜地裁	懲役 23 年	破棄差戻し	上告棄却
※1	2021/9/3	殺人罪等	横浜地裁(差戻審)	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
49	2018/8/6	殺人罪	佐賀地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
50	2018/11/8	殺人、逮捕監禁致死	神戸地裁姫路支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
51	2018/12/19	殺人罪	大阪地裁	死刑	取下げ	—
52	2019/3/8	強盜殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	破棄差戻し	上告棄却
〃		強盜殺人罪	名古屋地裁(差戻審)	死刑		
53	2019/3/15	殺人・逮捕監禁致死罪等	神戸地裁姫路支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
54	2019/11/8	殺人・強盜致死傷等	甲府地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
55	2019/12/4	殺人罪等	新潟地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
56	2019/12/13	殺人罪	福岡地裁	死刑	控訴棄却	上告中
57	2020/3/18	殺人罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
58	2020/12/11	殺人、死体遺棄	鹿児島地裁	死刑	控訴中	
59	2020/12/15	強盗・強制性交殺人、死体損壊、死体遺棄	東京地裁立川支部	死刑	取下げ	
60	2021/3/5	強盜殺人罪等	富山地裁	無期懲役	破棄差戻し	上告中
61	2021/6/24	殺人、道交法違反	福岡地裁郡山支部	死刑	無期懲役	上告中
62	2021/6/30	殺人、非現住建造物等放火	水戸地裁	死刑	控訴棄却	上告中

※2	2021/8/24	殺人、組織犯罪処罰法違反	福岡地裁	死刑	控訴中	
63	2021/11/9	殺人、殺人予備	横浜地裁	無期懲役	控訴中	
64	2022/11/18	殺人、強制わいせつ致傷	新潟地裁	無期懲役	控訴中	
65	2022/11/29	殺人罪等	大阪地裁	無期懲役	控訴中	

(網掛けの 31 件は死刑判決が確定)

※1：差戻審は無期懲役求刑

※2：裁判員裁判から除外

3 裁判員に10代が選任される

(1) 18歳以上から裁判員に

裁判員に選ばれる年齢（以下「裁判員年齢」といいます。）がそれまでの 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられました。

裁判員は、衆議院議員選挙権を有する者の中から選ばれます（裁判員法 13 条）。裁判員制度が始まった 2009 年当時、選挙権年齢は 20 歳以上とされており、裁判員も 20 歳以上の選挙権を有する者の中から選ばれていました。2016 年 6 月 19 日に選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられましたが、裁判員は、当分の間、20 歳以上の選挙権を有する者の中から選ばれることとされました（公職選挙法附則 10 条）。そして、少年法等の改正によって、2022 年 4 月 1 日に公職選挙法附則 10 条が削除されたため、裁判員は、18 歳以上の選挙権を有する者の中から選ばれることとなりました。

2022 年 11 月 15 日には、18 歳、19 歳の方も含めた約 21 万人に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が送付され、2023 年から 10 代も裁判員に選任されることになっています。

(2) 10 代の補充裁判員が選任されたという報道

長野地方裁判所で 2023 年 9 月 15 日に判決が言い渡された連続強盗事件で、19 歳の男子大学生が補充裁判員に選ばれ、評議に参加していたと信濃毎日新聞で報じられました²。この報道によれば被告 2 人のうち 1 人も、少年法の改正によって氏名が検察庁によって公表された犯行当時 19 歳の「特定少年」でした。この記事では 19 歳の補充裁判員が「自分と同年代だったが『自分だったらお金に困ったから強盗するなんて考えられない。年齢の近さよりも、育ってきた環境の面で距離を感じた』と振り返る。一方、社会経験の少なさから 10 代が裁判員になることについて一部の裁判関係者に慎重論があることについては『社会経験が少ないからこそ出せる意見もある』と思う。」と感じたことが記されています。

また、「裁判終了後、交際している彼女から『どうだった？』と感想を聞かれたが『評議についてどこまでがしゃべっていい感想で、どこからが秘密に当たるか分からず、結局何も話せなかった。もう少し話していい範囲をはっきり示してもらえばいいと思う』との感想も記され、若い世代にとっても守秘義務の問題があることを伝えています。

福島地方裁判所でも 19 歳の裁判員が選任されたとの報道がありました³。この記事では、裁判員に選ばれた 19 歳の男性は「被告人が確定的にいつ暴行したかはわかりませんでしたが、時

系列的に証言があった部分で照らし合わせました。判決にある通り、胃の中に食べ物が残っていないなど、その経過や証言を証拠として考慮しました」と話したと報じられています。

² 信濃毎日新聞デジタル「19歳補充裁判員、犯行時19歳の量刑判断に参加 同年代の強盗事件、「裁判の堅いイメージ変わった」」（2023年10月25日）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/142e0639a69375d7652b075d484fe4129fd3fd64?page=2>

³ 福島テレビ「成人年齢引き下げで裁判員に19歳も選出 62%が「参加したくない」…現場写真に耐えられるか不安の声も」（2023年11月30日）